

障がい者のディーセント・ワーク推進事業（ICTを活用した働き方）業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

現代社会において、ICTの進展により、これらを活用することで、これまで就労が困難と考えられていた障がいの程度の重い方にも活躍の場を広げることが可能となっている。

このように、障がい者が希望や能力、適性を活かして働き、障がい者とともに働くことが当たり前の社会を実現するため、今ある働き方に障がい者が合わせるだけではなく、就労を希望する障がい者が、希望や特性、体力等に応じて、自らに適した働き方を選択し、安定的に働き続けることができる環境の整備が必要である。

そこで、本事業は、ステップアップカフェをフィールドとして、分身ロボットを活用したテレワークによる新しい働き方のモデルを構築し、県内企業や関係機関に発信することで、障がい者の雇用機会の創出に繋げることを目的とする。

ついては、当該業務を委託すべき事業者を選定するために、企画提案コンペを実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「障がい者のディーセント・ワーク推進事業（ICTを活用した働き方）業務委託」

(2) 業務内容

別添「障がい者のディーセント・ワーク推進事業（ICTを活用した働き方）業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月12日（金）まで

3 契約上限額

1,903,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出してください。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「障がい者のディーセント・ワーク推進事業（ICTを活用した働き方）業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

また、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与

された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

最優秀提案者と契約条件及び企画提案書に記載された内容をもとに協議し、当該協議に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

(1) 提出書類、提出期限及び提出先

提案者は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。(郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて書類の受理を確認して下さい。)

提出期限：令和2年6月11日(木) 15時必着

提出先：下記15に記載する連絡先

○企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書(様式1) 1部

○登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し 1部

(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの)

○消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと証明用)」

(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可) 1部

○三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつて「納税確認書」(三重県の県

税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可) 1部

(2) 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

提案者は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。(郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。)

提出期限：令和2年6月18日(木) 17時必着

提出先：下記15に記載する連絡先

○ 企画提案書 8部

企画提案書については、原則日本産業規格A4版で概ね20頁以内とし、様式は自由とします(長辺側を綴じてください)。

<企画提案書記載内容>

次のアからエについて、業務実施の基本方針と業務の具体的な実施にかかる企画提案を記載してください。

ア 分身ロボットを活用した障がい者のテレワーク就労体験実施

分身ロボットのパイロットとなる障がい者の募集、分身ロボットの操作及びカフェでの接客方法の研修及び就労体験中の支援の方法について、具体的な手段や、効果的な手法及び工夫等についてご提案ください。

イ 分身ロボット・テレワークマニュアル作成及び県内企業等への発信

取組を通じて得たノウハウを活かし、マニュアルを作成及び県内企業に向けて発信するための効果的な手法及び工夫についてご提案ください。

ウ 分身ロボットの設置及び保守

分身ロボットの種類、設置方法及び保守について具体的にご提案ください。

エ 実施体制

事業を実施するにあつての具体的な実施体制についてご提案ください。

○見積書(様式自由、ただし規格はA4版) 8部

(3) 審査の実施

プレゼンテーション審査の実施

・実施日時 令和2年6月25日(木)(予定)

(テレビ会議を活用したプレゼンテーションを実施する予定です。プレゼンテーショ

ンの詳細は、事前に提案者に対して、企画提案資料記載の連絡先へファクシミリまたは電子メールにて連絡します。)

・選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の諸点を重視して評価することとします。

ア 目的性

障がい者雇用における新しい働き方の可能性や事業の趣旨を的確に理解し、具体的な提案となっているか。

イ 企画性

事業を行うにあたって必要な知識・障がい者就労支援に対する経験を有した上で、提案内容が具体的にICTを活用したテレワークの実施、障がい者の新しい働き方のモデル構築に結びつく内容であるか。

ウ 実行性

実現可能な提案となっているか。また、提案された企画が確実に実行できる体制が整備され、企画を実現するための実施スケジュールが具体的であるか。

エ 意欲・創意工夫

業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか。

オ 経済性

事業の実施に必要な経費が、事業内容から見て適切に見積もられているか。

(4) 審査の結果

審査の結果は、最優秀提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知します。

6 質疑応答

質問事項の取扱いについては下記のとおりとします。

- (1) 質問の受付期間 公告日の翌日から令和2年6月3日(水)12時まで。
- (2) 質問の方法 ファクシミリまたは電子メールにて行うものとします。
(様式自由、ただし規格はA4版)
なお、必ず電話により、着信の確認を行ってください。
- (3) 質問の内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できません。
- (4) 質問に対する回答 受け付けた質問に対する回答については、令和2年6月4日(木)17時まで、原則三重県ホームページに掲載します。

7 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部雇用対策課において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則

第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じく契約する締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（様式2）をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 委託料の支払い方法、及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

10 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

14 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

(3) 調査結果やデータ等、成果物の著作権は県に帰属するものとします。

(4) 応募書類等に記載された個人情報については、当コンペの目的以外の目的で使用することはありません。

- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。
- なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。
- (8) 新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、事業内容の変更が生じる可能性があります。その場合、県と受託事業者の協議のうえ、変更します。
- (9) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
三重県雇用経済部 雇用対策課 障がい者雇用班 担当：柴原、相賀
TEL：059-224-2510 FAX：059-224-2455
E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp